

一般社団法人鳥取県バスケットボール協会

技術委員会、審判・TO 委員会会計基準

	対象	日当・謝金	交通費	領収書
県内派遣	講師	全日 2,000 円 半日 1,000 円	当協会旅費規定に基づく。または、県内の交通費は次のとおりとする。 (規定旅費) 西部地区～東部地区 …… 4,000 円 隣接地区間 ……………… 2,000 円 同一地区間 ……………… 1,000 円 (宿泊費) 県内 1 泊 ……………… 7,000 円	日当・謝金は、本人の住所 (印字可)、署名 (直筆)・押印が必要 支払先業者の領収書(明細あり) 規定旅費の場合は、本人の住所 (印字可)、署名 (直筆)・押印が必要
	運営スタッフ (アシスタント含む)			
	実技指導 対象生徒	なし	1 チーム 1 日 ……………… 5,000 円	チームの所属住所 (印字可)、代表者の署名 (直筆)・押印が必要
県外派遣	選抜チームの スタッフ・選手 審判派遣	なし	(規定旅費) 島根県 ……………… 6,000 円 岡山県 ……………… 10,000 円 広島県 ……………… 17,000 円 山口県 ……………… 22,000 円 (宿泊費) ○1 泊 ……………… 実費 主催者により指定された宿泊先 ○1 泊 ……………… 10,000 円 さいたま市、千葉市、東京都特別 区、横浜市、川崎市、名古屋市、 京都市、大阪市、堺市、神戸市、 広島市、福岡市、以上各都市 ○1 泊 (上記以外) …… 7,000 円 ○上記に定めのない場合、運賃計 算ソフトを使用して算術した金 額を支給するものとする。(航空 機、鉄道を利用した場合等) ○大会主催者より旅費・宿泊費が 支給された場合は、減額する。	支払先業者の領収書(明 細あり) 規定旅費の場合は、本人 の住所 (印字可)、署名 (直筆)・押印が必要
他			<ol style="list-style-type: none"> 対象者の任命は、審判委員会は審判委員長または審判部長・TO 部長、技術委員会は技術委員長または強化部長・育成部長とする。 いずれも、上限金額であるため、年度の予算状態に合わせて満額を支払わ なくともよい。 上記以外の項目については、当協会事務局または専務理事と協議した後、 実行する。 県外からの講師招聘については、宿泊費・交通費は実費を全額支給し、謝 金は、一日 50,000 円を上限とする。 上記 3 の謝金については、当協会事務局または専務理事と協議し決定する。 JBA 等により指定された支給基準がある場合は、それに従い支給する。 	